

市ホームページバナー広告の申込方法

平成 26 年 4 月 1 日

広報情報係改正

1. 広告について

- ・ 掲載場所…市ホームページ (<http://www.city.myoko.niigata.jp/>) 各ページ下
- ・ 掲載できる事業所…自社のホームページを持っている事業所等 ※自社HPはリンク先となるため必要です
- ・ 広告の大きさ…幅 150 ピクセル×高さ 55 ピクセル
- ・ 画像の形式…GIF 形式 (アニメーション不可)
- ・ 容量…4 KB 以内
- ・ 掲載料…月 10,000 円
- ・ 掲載期間…月を単位に最長 12 ヶ月 ※月…月の初日午前 9 時から末日午後 5 時
- ・ デザインや色使い…自由、文字は事業所名やマーク等に、一言加える程度。広告内容及び自社ホームページの内容が規則第 3 条 (※ 8 参照) に触れないもの

2. 申し込み

- ・ 申込期限…掲載希望月の 10 日前 (前月 20 日頃まで)
- ・ 申込書類…申込書にバナー広告 (データまたは書類) を添えて申請 ※申込書類は、市ホームページからダウンロードしてください
- ・ 月途中からの申請…希望日の午前 9 時から掲載できますが、終了日は同月末日の午後 5 時までとなります (掲載料は 10,000 円)
- ・ 掲載期間中のデザインの変更やリンク先の変更…変更申込書に新たなバナーを添えて掲載希望日の 10 日前までに申請

3. 決定

- ・ 審査は申込書提出から 3 日以内に行い、掲載日の 7 日前までには決定通知書を事業所にお届けします

4. 掲載料の納入方法

- ・ 決定通知書と同時に納入通知書をお届けしますので、掲載日の前日までに市内金融機関でご入金ください
- ・ 掲載料は、一括納入となります

5. バナー広告のデータ内容確認

- ・ 決定通知書と納入通知書を渡す際に、広告のデザインを確認してください

6. バナー広告の掲載・終了

- ・ 掲載希望月の初日午前 9 時にバナー広告をインターネット上にアップします
- ・ 掲載月の早いものから順に、左から並べます
- ・ 掲載期間が終了するものは、終了日の午後 5 時をもってデータをインターネット上から削除します

7. サーバの不具合などでホームページをインターネットに掲載できなかった場合

- ・ 12 時間以上停止してしまった場合、停止時間に応じて掲載の延長を行います
- ・ 停止時間は、サーバ管理者が停止の事実を確認した時点からの時間となります

8. 参考 妙高市広報紙等広告掲載取扱規則第 4 条

第 4 条 広告掲載の対象となる内容は、次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令若しくは条例に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての意見広告、個人的宣伝、人事募集
その他これに類するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条に規定する営業に該当するもの
- (5) 誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適当なもの
- (6) 市、国又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現の
もの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの